住所　さいたま市大宮区吉敷町３丁目58番地１
崔智都　昭和53年１月23日生
住所　埼玉県深谷市常盤町61番地１
㊋家政　昭和61年12月30日生
住所　大阪府池田市渋谷３丁目７番９号
金俊治　昭和28年４月22日生
住所　大阪府東大阪市水走１丁目５番24号
陳一壽　昭和56年９月24日生
住所　大阪府高石市千代田６丁目14番２号
金雪枝　昭和41年９月６日生
住所　大阪市生野区勝山北４丁目９番12号
金順心　昭和27年９月25日生
住所　大阪市生野区中川４丁目９番16号
林千代子　昭和28年７月19日生
崔英寿　昭和53年６月１日生
崔裕子　昭和56年10月９日生
住所　大阪市中央区釣鐘町１丁目６番６－306号
カルロ・ミケーレ　昭和63年12月28日生
住所　大阪市城東区鴫野西２丁目13番19号
高秀成　昭和50年10月10日生
住所　愛知県岡崎市上六名３丁目９番地49
高好美　昭和44年２月11日生
住所　東京都江東区東陽５丁目30番６－901号
金惠玉　昭和34年11月18日生
住所　東京都板橋区小茂根４丁目20番14－305号
金貴玉　昭和39年11月１日生
住所　東京都葛飾区東新小岩６丁目26番８号
金英俊　昭和44年５月21日生
住所　広島市安芸区船越６丁目17番３－７号
林将圭　平成４年３月29日生
住所　広島市佐伯区楽々園１丁目２番15－508号
金秀孝　昭和37年12月８日生
住所　広島市佐伯区新宮苑４番31号
尹早苗　昭和39年３月18日生
住所　三重県鈴鹿市白由ヶ丘４丁目14番48号
李福行　昭和31年11月１日生
住所　東京都足立区栗原２丁目７番１－307号
金義守　昭和30年６月21日生
住所　東京都江東区亀戸５丁目13番７号
金浩洙　昭和58年３月24日生
住所　岐阜市美島町５丁目41番地
ジェイデン・アボダン・オカナカ　平成22年５月６日生
ジェイラ・アキオ・シェマル・オカナカ　平成23年５月22日生
住所　川崎市川崎区藤崎４丁目18番17－1403号
崔承喜　昭和28年８月26日生
住所　川崎市川崎区大島上町17番２－602号
崔宣美　昭和41年４月６日生
住所　岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地７
金東賢　昭和23年５月21日生
金慶子　昭和27年２月28日生
金賢太　昭和59年１月13日生
住所　岐阜県大垣市割田１丁目148番地１
金賢行　昭和54年７月３日生

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　石川県白山市木滑新く一の二、一の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　石川県白山市女原子七（次の図に示す部分に限る。）、二から四まで、六の甲、八の一の三、ツ二〇、二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　石川県白山市尾添イ三〇の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町根雨字妻ノ神谷四五の三、字寺ノ上六〇の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山梨県甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町椎原字椎原一二九、一三二、一三六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字椎原一二九・一三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）